

義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

請願の趣旨

義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

しかし、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は、一般財源としての措置のみであり、このことは、教育環境整備に係る様々な面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっていると考えられます。

文科省がおこなった「学校における教育の情報化の実態等に関する調査(2018)」によると、学校におけるICT環境整備状況の都道府県格差は、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数で、1.8~7.5/台、普通教室の無線LAN整備率で、13.3~73.6%、三重県内においては、それぞれ2.0~12.7/台、0~100%と依然としてかなりの格差があります。学習指導要領改訂により、来年度から「プログラミング教育」、小学校中学年から「外国語教育」が実施されるにあたり、教育用コンピュータ機器端末の整備は、急務かつ国としての責務であり、一定の水準を等しく担保しながら進められるべきです。

ICT環境整備に関わらず、これまでの教育環境整備に係る様々な整備計画の進捗とその結果を見るにあたり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充 を求める請願書

請願の趣旨

子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由

子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考えます。学級編制について国際的に比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、小学校 27 人、中学校 32 人（2018 年 経済協力開発機構（OECD）公表値）、OECD 加盟国 1 クラス当たりの児童生徒数は小学校 21 人、中学校 23 人と大きく上回っています。三重県でも、小学校 25.1 人、中学校 30.2 人（平成 30 年度学校基本調査、単式学級）と、やはり OECD 加盟国平均を大きく上回っています。

教職員が心身ともにゆとりを持って目の前の子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものであり、そのためにも、教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものです。

一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、対 GDP 比約 2.9% で、OECD 加盟国平均（4.0%）に未だに及んでいません。教育基本法により定められている「第 3 期教育振興基本計画（2018）」のなかで政府は、「OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要」としています。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そしてそれらは、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することにつながっていくと考えます。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充 を求める請願書

請願の趣旨

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由

学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚労省の「国民生活基礎調査(2016)」によると、「子どもの貧困率」は13.9%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯(10.7%)より著しく厳しい経済状況におかれています。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、きわめて重要であると考えます。学校をプラットフォームとした子どもたちに対して、教育相談などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどのとりくみが今以上に進められていく必要があります。

日本の高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても、68%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構(OECD)平均の30%を大きく上回っています。(OECD「図表でみる教育2018」)。

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、2020年4月から私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額の引上げなど制度改正がおこなわれますが、県教委が出した「令和2年度国への提言・提案」にもあるように、“標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減をはかる”等、制度のさらなる緩和・拡充を求めています。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

防災対策の充実を求める請願書

請願の趣旨

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由

「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）（2013）」にもあるように、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35～56万人にのぼり、一か月後においても約10～20万人が避難所生活をつづけることになると推計されています。東日本大震災（2011年）、西日本豪雨（2018年）等これまでの災害で、多くの学校が避難所となったように、県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されます。

また、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められ続けていますが、防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ19.2～63.6%（三重県31.8%）、自家発電設備等10.9～100%（同79.5%）、貯水槽・プールの浄水装置等36.3～100%（同72.2%）（避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（2018））など、まだまだ都道府県によってばらつきがあり、三重県においては、十分であるとは言えません。また、非構造部材の耐震化対策のうち、学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策は、2019年4月現在、公立小中学校11棟、県立学校39棟（令和2年度国への提言・提案）で未完です。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものです。

2020年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求める請願書

要旨

小学校1年生、2年生において、30人学級で25人以上という条件、中学校1年生において、35人学級で25人以上という条件をなくすこと。そして、小・中学校、高等学校で30人学級を計画的に実施する努力をすること。

少なくとも、小学校1年生での25人下限条件を早急になくすこと。

教育予算を増やし、正規職員を大幅に配置することによって、ゆきとどいた教育の推進をはかること。

理由

子どもたち一人ひとりに対するきめ細やかな指導によって、「どの子にも豊かな人格と確かな学力の保障」を実現するためには、少人数学級の実施が最も有効な施策です。

三重県においては、平成15年度から小学校1年生、16年度は小学校2年生までの「30人学級」が、さらに17年度は中学校1年生での「35人学級」が実現しております。しかし、その後は少人数学級対象学年の広がりはありません。

また、現在実施されている少人数学級編成には、1学級の定数を25人以上とする条件が設けられているため、毎年、30人以下にならない学級が残されており、その多くは不平等が固定化されてしまう小規模校です。県の施策によってこうした状況が17年間改善されることなく、今日に至っています。

平成23年度、国が小学校1年生の学級編制基準を35人に改善したことによって18人の学級ができることになり、その一方で35人の学級が残されていることで、ほぼ2倍の差が生じています。早急にこのような不平等をなくす取り組みを進めてください。

四日市市では、平成25年度から小学校1年生と中学校1年生で下限なしの30人学級を実施しており、よりいっそうきめ細かな指導ができると、保護者や教職員に喜ばれています。三重県としても、少なくとも小学校1年生では、30人を超える学級を早急になくしてください。

一方、下限条件の影響を受けず、低学年で30人以下だった学級では、3年生になると40人学級に戻ってしまうため、子どもが落ち着かない、一人ひとりに目がゆきとどかない等、深刻な問題があります。全学年での30人学級の早期実現に向けて努力をしてください。

また、「みえ少人数教育」が、正規教員を増やさずに、多くの臨時教員によって進められているという実態も大きな問題です。教育予算を増やし、正規教員を大幅に配置することによって、ゆきとどいた教育を進めてください。